

枚方市役所本庁舎広告付き案内板等の概要

【案内板本体仕様及び設置場所】

本体サイズ

○枚方市役所 本庁舎 本館 1階

ア 「枚方市内広域地図」「庁舎周辺地図」を含む案内板

　縦 2,100mm × 横 2,200mm × 奥行き 150mm 程度

イ 「庁舎案内図」案内板

　縦 2,100mm × 横 800mm × 奥行き 150mm 程度

ウ 「デジタルサイネージ」

　縦 2,100mm × 横 850mm × 奥行き 150mm 程度

○枚方市役所 本庁舎 別館 1階

エ 「枚方市内広域地図」「庁舎周辺地図」「デジタルサイネージ」を含む案内板

　縦 2,200mm × 横 3,100mm × 奥行き 150mm 程度

オ 「庁舎案内図」案内板

　縦 2,100mm × 横 800mm × 奥行き 150mm 程度

【広告枠】

①広告枠部分には広告を表示し、写真・名称・所在・電話番号等について表示することができる。

②広告枠は「地図枠」表示部分の2分1程度までとし、一枠が極端に大きくならないようにすること。

③掲載する広告主については、その一覧及び掲載内容を事前に受注者へ提出し、審査を受けること。なお、広告主によっては、審査の結果、掲載を断る場合がある。

④地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。その場合は、地図上に示した広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるように、番号等で一致させておくこと。

⑤広告を掲載できる者及び広告の内容等は、「枚方市役所本庁舎広告付き案内板等への広告掲載の取扱いに関する基準」等に定めるところによる。

⑥広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。

※例：「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、この広告は枚方市が推奨するものではありません。」等。

⑦広告枠に空きが出た場合、次の広告主が決まるまでの間、そのスペースについて発注者の情報提供欄として発注者が利用できること。

【デジタルサイネージ広告枠】

① デジタルサイネージ広告枠は広告映像と画像広告の2種類を表示することができる。

② 広告映像は音声のないものとすること。

③ 画像広告は画面に触れることで詳細情報を表示することができる。

④ 受注者は掲載する広告主について、その一覧及び掲載内容を事前に発注者へ提出し、審査を受けること。

広告掲載にかかる申込書は内容変更の場合も提出すること。なお、広告主によっては、審査の結果、掲

載を断る場合がある。

⑤ 広告を掲載できる者及び広告の内容等は、「枚方市役所本庁舎広告付き案内板等への広告掲載の取扱いに関する基準」等に定めるところによる。

⑥ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。

※例：「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、この広告は枚方市が推奨するものではありません。」等。

【設置施設の概要】

枚方市役所 本庁舎（本館及び別館）（枚方市大垣内町2丁目1番20号）

(利用時間) 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

但し、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

(市職員数)

本庁舎 本館 市職員数 約280人

本庁舎 別館 市職員数 約770人

※上記データはあくまでも参考として提示しているもの。